

令和6年7月17日配信の週刊文春電子版掲載の記事について

令和6年7月10日配信の「週刊文春電子版」及び同月11日発売の「週刊文春」7月18日号に、松本人志氏と株式会社文藝春秋外1名との裁判に関して、当職らがA子さんの出廷を妨害する工作を行っていたかのような記事が掲載されたことについて、当職らは、同月12日付で、株式会社文藝春秋外1名の代理人を務める喜田村洋一弁護士宛に、

- ・「週刊文春」の行為は、当職らの正当な弁護活動を委縮させる目的で行われたものであり、訴訟活動に対する悪質な妨害行為であること
- ・訴訟の一方当事者が出版社であるからといって、自社が発行する週刊誌に、相手方を誹謗中傷するような一方的な主張を掲載し、喧伝することは、裁判の公正性を害するものであること
- ・当職らの活動を「週刊文春」の宣伝や売上増加の手段として利用されることは、極めて不本意、不愉快であること

から、今後は訴訟外ではなく、お互いに、正々堂々と訴訟の中で主張・立証を尽くすべきである旨申し入れを行ってまいりました。

しかしながら、本日配信された「週刊文春電子版」においても、再度、同様の記事が掲載されたことは誠に遺憾であり、喜田村洋一弁護士宛に厳重に抗議を申し入れたことをご報告いたします。

なお、本日配信の記事に掲載されている弁護士田代政弘と中村信雄弁護士とのやり取り等については、事実と反することが多数記載されておりますが、当職らといたしましては、今後の訴訟手続の中で、適宜、記事が事実と反するものであることや我々の正当性を主張・立証していく所存です。

令和6年7月17日

八重洲総合法律事務所

弁護士 田代政弘

弁護士 栗原正晴

弁護士 桶谷侑平